## NHK配信用設備作業班の設置について

放送システム委員会における「放送法第20条の3第1項に規定する配信用設備に係る技術的条件」に関する 調査について、必要となる情報を収集し、技術的条件についての調査を促進させるために、NHK配信用設備作 業班を設置することとする。

- 1 作業班における調査事項
- (1) 放送法第20条の3第1項に規定する配信用設備に係る技術的条件に関する事項
- (2) その他
- 2 作業班の主任、主任代理及び構成員 別紙のとおり
- 3 作業班の運営等
  - (1) 作業班の会議は、調査事項のうち主査が適宜指示する事項ごとに、主任が招集する。
  - (2) 作業班に主任代理を置くことができ、主任が指名する者がこれに当たる。
  - (3) 主任代理は、主任不在のとき、その職務を代行する。
  - (4) 主任は、作業班の調査及び議事を掌握する。
  - (5) 主任は、会議を招集する時は、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
  - (6) 特に迅速な審議を必要とする場合であって、会議の招集が困難な場合、主任は電子メールによる審議を行い、これを会議に代えることができる。
  - (7) 主任は、必要があるときは、会議に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
  - (8) 主任は必要と認める者からなるアドホックグループを設置することができる。
  - (9) 作業班において調査された事項については、主任が取りまとめ、これを委員会に報告する。
  - (10) その他、作業班の運営については、主任が定めるところによる。
- 4 会議の公開

会議は、次の場合を除き、公開する。

- (1) 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合
- (2) その他、主任が非公開とすることを必要と認めた場合
- 5 事務局

作業班の事務局は、情報流通行政局放送政策課が行う。

## 情報通信審議会 情報通信技術分科会 放送システム委員会 NHK配信用設備作業班 構成員(案)

(敬称略、主任及び主任代理以外の構成員は五十音順)

令和6年7月29日現在

-			
主 任	江崎	浩	東京大学 大学院 情報理工学系研究科 教授
主任代理	丹	東 雄	北陸先端科学技術大学院大学 副学長·教授
			東芝インフラシステムズ株式会社
	安 部	隆 文	社会システム事業部 放送・ネットワークシステム部
			放送システム機器設計担当 エキスパート
	阿部	豊子	日本電気株式会社 メディア統括部 第二メディアグループ
	h.i. Hh	<u> 구</u> 기	シニアプロフェッショナル
	伊藤	崇	アカマイ・テクノロジーズ合同会社 シニアプロダクトマネージャー
	岩 浪	剛太	株式会社インフォシティ 代表取締役
	上園	一知	一般社団法人 日本ケーブルラボ 技術部 主任研究員
	上原	道宏	一般社団法人 ICT-ISAC 事務局次長
	岡 淳 一		株式会社インターネットイニシアティブ
			ネットワーク本部コンテンツ配信サービス部 部長
	掛原	雅行	株式会社radiko 配信技術室長
	甲藤	二郎	早稲田大学 理工学術院 基幹理工学部 教授
	クロサカ	タツヤ	慶応義塾大学 大学院 政策・メディア研究科 特任准教授
	杉森	克 幸	日本放送協会 技術局 専任局長
	関谷	勇 司	東京大学 大学院 情報理工学系研究科 教授
	福田	一則	JOCDN 株式会社 執行役員
	藤本	正樹	株式会社NTTドコモ ネットワーク本部 ネットワーク部 技術企画部門 担当部長
	穗 坂	怜	株式会社TVer 執行役員 サービスプロダクト本部長
	矢 島	一巨	KDDI株式会社 コア技術統括本部 技術企画本部 ネットワーク企画部長

(計 18 名)